

審査基準

令和7年6月28日作成

法令名：風営適正化法
根拠条項：第31条の23において準用する第9条第4項
処分の概要：許可証の書換え
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法令の定め： 法第31条の23において準用する第5条第1項（許可の申請）、第31条の23において準用する第9条第3項第1号（許可証の記載事項の変更の届出）、法第31条の23において準用する第9条第4項（許可証の書換え） 規則第1条（書換え申請書の提出）、第90条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審査基準：
標準処理期間：14日
申請先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問合せ先：島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（0852-26-0110内線3031）
備考：